# 人材開発支援助成金(人への投資促進コース) 経費助成の内訳

枚中

枚目)

1	年	間計画番号			2 訓練:	コース名称				
3 事業内訓練										
		訓練等								
	部外講師の謝金					部外講師の旅費 施設・設備の借上げ			教材費・教科書代	
経		部外講師の謝金額	実訓練時	間数						
費助		円		時間		円		円	: : : : : : : : : : : : : : : : : : :	
成		''	( i	_i ) ""	( 目がから		i		i'' '	
額		(1時間あたり3万円を限度)				の旅費に限る)				
【の │ │   資格・試験に要する受験料     訓練コースの開発費										
算定		術分野認定実習併用職業訓練に限る	5)	(同反ナンダル		X				
圧			円			円				
		<u> </u>				. <b>.</b> i'				
		( + + + + +	) の額	助成対象	象労働者数		助成率		経費助成額	
				;			30%	)		
			_			. <u>;^`                                    </u>	60%		_	
			円 x ¯	訓練コーク	スの総受講者	数 >	<b>&lt;</b> 75%	=	円	
				:		人	生産性達	<b>「成</b>		
		i		·		. j	15%	)	(少数点以下切捨て)	
		業外訓練								
		訓練等								
		1人あたりの入学料及び	受講料		験に要する		•	担した経費		
	(高度デジ 分野認定実			(高度テンタ) 分野認定実習	7ル人材等訓練及び情報技術 8併用職業訓練に限る)		(自発的職業能力	力開発訓練の場合に限る) 		
		:	m	;		•	:	:		
			円	:		円	:	i P	3	
				:		.=	:			
	(_ + )の額 若しくは の額 助成対象				象労働者数		30%	)	経費助成額	
			円 <b>x</b>	į		人 ,	45% 60%	l <u>=</u>	l H	
			1.3 🗙	į		·^ /	60% 75%			
						· <b>-</b>	生産性達	<sub>≣ Fi</sub> t	(少数点以下切捨て)	
							15%	J		
	訓									
訓練等 助成率 1人あたりの職業能力検定・キャリアコンサルティンヴ 45% へ										
	に乗した (2乗 / PD )				R 労働者数 609					
								_ l _	円	
		; ;	円 <b>x</b>	÷		·^	【 生産性達	= =		
	\(\text{\constraint}\)			'				. 15% ノ (少数点以下切捨て)		
経費助成額										
							<b>夕弗叶代阳安</b> 克			
	1 人あたりの経費助成限度額 助成対象労働者数 (					経費助成限度額				
	日 ×				人				円	
		<u> </u>		:		.2				
		丁丰「しょの扒次川はつ	70115	たいの夕悪ロ	ᄔᅷᄱᄨᅏ	かっせはする	7 夕 孝 中 六 7 9 安	\$5 <del>*</del> \$7 \   \ \ \	5. 24 /5h <del>12</del> %h	
		下表「人への投資促進コ を乗じた額を「 経費助5	一人の「人の」 【限度額」欄に			」から対心する	D 経質助风限及	額を記入し、 刈る	R 为 側 有 数	
		生産性要件達成時の割増			-	額のうち経費取	カ成分の額との	合計が支給上限と	<b>こなります。</b>	
		人への投資促進コースの1人あたりの経	費助成限度額							
		訓練区分	企業規模	10時間以上(1)	100時間以		大学	大学院(一年度当たり)		
		白菜的職業化も買菜到は	中小企業事業主	100時間未満	200時間未済		(一年度当たり)	海外:200万円	経費助成額の合計	
		自発的職業能力開発訓練	大企業事業主	7万円	15万円	20万円	60万円	国内:60万円	の金額を超えていた	
		高度デジタル人材等訓練			_				場合はの金額を記入	
		高度デジタル人材訓練	中小企業事業主	30万円	40万円	50万円	150万円	-		
		TOTAL SERVICE SERVICES	大企業事業主	20万円	25万円	30万円	100万円	-		
		成長分野等人材訓練	中小企業事業主	-	-	-		海外:500万円	円	
			大企業事業主		1			国内:150万円		
		情報技術分野認定実習併用職業訓練 <sup>(3)</sup>	中小企業事業主	15万円	30万円	50万円	-	-		
			大企業事業主	10万円	20万円	30万円	-	-		
		( 1)自発的職業能力開発訓練について ( 2)eラーニングによる訓練等及び通		標準学習時間が	定められている	5ものは除く。)の場	場合、訓練時間数が20	0時間以上100	(100円未満は切捨て)	
時間未満の場合の区分とする。eラーニングによる訓練等及び通信制による訓練等で、標準学習時間が定められているものは当該時間により上表の区分のとおりとする。										
	り工化の区グのこのでより。 (3)情報技術分野認定実習併用職業訓練において、付加的に実施するeラーニングによる訓練等及び通信制による訓練等の場合は、実訓練時 間数に応じて上表の区グを判断する情報技術分野認定実習併用職業訓練部分とは別に、企業規模に応じて、中小企業の場合は15万円、大									

### (様式第7-1号)人材開発支援助成金(人への投資促進コース)経費助成の内訳【裏面】

#### 【提出上の注意】

- 1 定額制訓練については、本様式ではなく、「人材開発支援助成金(人への投資促進コース定額制訓練)経費助成の内訳(様式第7-5号)」を提出してください。
- 1欄は、年間職業能力開発計画(様式第3-1号)と対応した年間計画番号を記入してください。
- **2欄**は、年間職業能力開発計画(様式第3-1号)と対応した訓練コースの名称を記入してください。
- 4 3欄は、OFF-JTにかかる経費助成額の算出を行います。OFF-JTに要した経費から算出した経費助成額を経費助成限度額と比べ、少額であ る方が経費助成額になります。
  - 事業内訓練で助成対象となる経費は、 部外講師の謝金、部外講師の旅費、 施設・設備の借上げ費、教科書・教材費、 格・試験に要する受験料(高度デジタル人材等訓練及び情報技術分野認定実習併用職業訓練に限ります。) 訓練コースの開発費 助成対象となる経費を記入しないでください。
  - 事業外訓練で助成対象となる経費は、 入学料・受講料・教科書代等(あらかじめ受講案内等で定められているものに限る)、 資格・試験に要する受験料(高度デジタル人材等訓練及び情報技術分野認定実習併用職業訓練に限ります。)、 事業主が負担した 経費です。自発的職業能力開発訓練以外の場合は、 、 を合計した額に、助成対象労働者数の値と助成率(助成率表参照)を乗じ て算出します。自発的職業能力開発訓練の場合は、 の額に、助成対象労働者数の値と助成率(助成率表参照)を乗じて算出しま
  - す。 対象訓練に関連した特定職業能力検定・キャリアコンサルティングを計画時の実訓練時間数に計上して実施した場合は、それらに 要した経費及び消費税について対象経費となります。
  - 海外の大学院での訓練等(自発的職業能力開発訓練及び成長分野等人材訓練に限ります。)について、入学料・受講料・教科書代 等を外貨で支払った場合のレート換算基準は、支給申請を行った日が含まれる月の日本銀行が公表する基準外国為替相場及び裁定外 国為替相場を使用してください。
  - 情報技術分野認定実習併用職業訓練において、付加的にeラーニングによる訓練及び通信制による訓練を実施した場合は、情報技術分野認定実習併用職業訓練の部分と付加的に実施するeラーニングによる訓練及び通信制による訓練の部分で経費助成限度額が異なる ため、本様式を分けて提出してください。
    - 1 「助成対象労働者」とは、「訓練別の対象者一覧」(様式第4号)に記載した対象労働者であって、訓練コースの実訓練時間数 (情報技術分野認定実習併用職業訓練のOJTについては総訓練時間数)の8割以上出席した者のことをいいます(eラーニングに る訓練と通信制による訓練を除きます)。
    - 2 「総受講者数」とは、助成対象労働者以外の受講者を含めた、訓練コース全体の受講者数のことをいいます。
    - 3 (助成対象労働者数:総受講者数)の値は、総受講者に対する助成対象労働者の割合です。
    - 「 資格・試験に要する受験料」とは、次のaからcのいずれかに該当する資格・試験に要する受験料です。ただし、支給対象訓練カリキュラム等において取得目標とされている資格・試験に限ります。また、高度デジタル人材等訓練のうち高度デジタル人材訓 練及び情報技術分野認定実習併用職業訓練ついてはaに限ります。
      a ITSSレベル2から4の資格・試験(高度デジタル人材訓練は、ITSSレベル3又は4のみ)

    - b 公的職業資格(資格又は試験等であって国若しくは地方公共団体又は国から委託を受けた機関が法令の規定に基づいて実施するもC
    - ·c 教育訓練給付指定講座分野・資格コード表(令和4年4月版)に記載される資格・試験の資格試験
    - 5 「 訓練コースの開発費」とは、学校教育法第83条の大学、第115条の高等専門学校、第124条の専修学校又は第134条の各種学校 に職業訓練の訓練コース等を委託して開発した場合に要した費用及び当該訓練コース等の受講に要した費用をいいます。

## 【その他】

- 1 認定職業訓練のうち、都道府県から「認定職業訓練事業費補助金」を受けている認定職業訓練の受講料、教科書代等については、助成対 象となりません。なお、広域団体認定訓練助成金を受けている認定職業訓練の受講料、教科書代等は、助成対象となります。
- 2 都道府県の職業能力開発施設が実施している訓練等(高度職業訓練及び生産性向上人材育成支援センターが実施するものを除く)の受講 料、教科書代等は助成対象となりません。
- 3 官庁(国の役所)主催の研修等の受講料、教科書代等は助成対象となりません。

人への投資促進コース

【中小	<b>企業事</b>	業主】

		0FF	-JI	0JT				
		賃金助成額	r	経費助成率	実施助成額			
	( 1 人 <u>1</u> コース 1 時間あたり )		(1 <u>人1コースあたり)</u>		(1 <u>人1コースあたり)</u>			
		生産性要件を満たす場合		生産性要件を満たす場合		生産性要件を満たす場合		
自発的職業能力開発訓練			30%	(割増分)15%				
高度デジタル人材等訓練			•					
成長分野等人材訓練	960円		75%					
高度デジタル人材訓練			7 5 %					
情報技術分野認定実習併用職業訓練	760円	(割増分)200円	60%	(割増分)15%	20万円	(割増分)5万円		

# 【大企業事業主】

	0FF-JT				OJT	
	_	賃金助成額	V	経費助成率	実施助成額	
	( 1 人 <u>1 コース 1 時間あたり</u> )		( 1 <u>人</u> 1コースあたり)		(1 <u>人1コースあたり</u> )	
		生産性要件を満たす場合		生産性要件を満たす場合		生産性要件を満たす場合
自発的職業能力開発訓練			30%	(割増分)15%		
高度デジタル人材等訓練						
成長分野等人材訓練	960円		75%			
高度デジタル人材訓練	480円		60%			
情報技術分野認定実習併用職業訓練	3 8 0 円	(割増分)200円	45%	(割増分)15%	/1 1万円	(割増分)3万円